

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きる翌日が、
当たるの日)

職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十一月鳥取県人事委員会規則第十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する必要な事項を定めることを目的とする。

◇人委規則

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（職員課）
- 職務に専念する義務の特例に関する規則（々）
- 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（々）
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（々）

目次

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 加藤

威

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則

- 1 鳥取県人事委員会規則第十五号
- 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

- 一 週休日が毎四週間につき四日以上となるようにすること。
- 二 勤務日が引き続き二日を超えないこと。
- 三 一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないこと。

（週休日の振替等）

- 1 第三条 条例第五条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。
- 2 任命権者は、週休日の振替（条例第五条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ

て当該四時間の勤務時間を条例第五条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行ふ場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第十一一条第一項において同じ。)が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第四条 休憩時間は、正規の勤務時間の中に含まれない。

2 休憩時間は一斉に与えることを原則とし、かつ、これを自由に利用させなければならない。

(休憩時間)

第五条 任命権者は、四時間の連続する正規の勤務時間ごとに、十五分の休息時間を置かなければならない。この場合において、休息時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに置いてはならない。

2 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかつた場合においても、繰り越されることはない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第六条 任命権者は、条例第三条第二項の規定により勤務時間を割り振り、条例第四条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第六条の規定により休憩時間を置き、又は条例第七条の規定により休息時間を見た場合には、適切な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、条例第五条の規定により週休日の振替等を行つた場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(船員の勤務時間の特例)

第七条 条例第九条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第二号)第三条第一項に規定する行政職給料表又は教育職給料表(一)の適用を受ける職員とする。

2 条例第九条の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため、又は人命若しくは他の船舶を救助するため、緊急を要する作業

二 防災操練、救命艇操練その他これらに類似する作業(職員が本来の業務として行う作業で人事委員会が定めるものを除く。)

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(宿日直勤務)

第八条 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

二 県立病院その他病院である医療施設における次に掲げる当直勤務

イ 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

ロ 看護業務の管理又は監督のための看護婦長等の当直勤務

ハ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は衛生技師の当直勤務

ニ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

三 警察署における業務の管理又は監督のための当直勤務

四 警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務

五 倉吉農業高等学校における動物の飼育、植物の栽培等の実習指導のための当直勤務

六 高等学校、警察学校その他の教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための当直勤務

七 児童相談所、教護院又は鳥取県社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和

三十九年三月鳥取県条例第十一号の規定に基づき設置された施設における入所者等の生活介助等のための当直勤務

2 任命権者は、休日又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務

時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第九条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度に

ならないように留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第十条 任命権者は、条例第十条第二項の規定に基づく正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(休日の代休日の指定)

第十二条 条例第十二条第一項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする八週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(年次有給休暇の日数)

第十二条 条例第十四条第一項第一号の人事委員会規則で定める者は、当該職員が採用された月に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)とする。

2 条例第十四条第一項第三号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の適用を受ける職員

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二に規定する公庫等職員

三 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第一項に掲げる地方公営企業に勤務する者

四 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)第九条第四項に規定する地方公社に使用される者

五 人事委員会が特に認める機関に勤務する者

3 条例第十四条第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの

国家公務員等となつた日の属する月において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

二 当該年の前年において国家公務員等であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又是年次有給休暇の残日数(当該日数が、二十日を超える場合にあっては二十日、二十日を超えない場合で一日未満の端数があるときには、これを切り捨てた日数)を加えて得た日数から、職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休

暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

三 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)第五条第一項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、当該採用後の勤務が同条例第二条又は第四条の規定による退職以前の勤務と継続するものとされるもの、当該退職の日の属する年の一月一日において

て有していた年次有給休暇の日数から当該退職日の属する年の一月一日から当該退職の日までの間ににおいて使用した年次有給休暇の日数（当該日数に一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

四 再任用職員のうち前号の規定に該当する者以外の者 基本日数

4 前項第一号又は第二号に掲げる職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかるわらず、人事委員会が別に定める日数とする。

（年次有給休暇の繰越し等）

第十三条 条例第十四条第二項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次

有給休暇の残日数が二十日を超えない職員にあっては当該残日数（当該日数に一日未満の端数があるときは、これを含む日数）とし、二十日を超える職員にあっては二十日とする。

2 年次有給休暇は、繰り越されたものから先に請求があつたものとして取り扱うものとする。

（年次有給休暇の単位及び計算）

第十四条 年次有給休暇の単位は、一日又是一時間とする。

2 一時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、八時間もつて一日とする。

（病気休暇）

第十五条 条例第十五条第一項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同条第二項の人事委員会規則で定める期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

一 公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間
--	-------------------------

（特別休暇）	（特別休暇）
第十六条 条例第十六条第一項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同条第二項の人事委員会規則で定める期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。	医師の証明等に基づき、引き続き九十日を超えない範囲内で最少限度必要と認める期間

一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
二 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
三 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	その都度必要と認める期間
四 結婚の場合	一週間以内
五 妊娠中又は産後一年以内の女子職員が母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条规定する健康診査を受ける場合	妊娠七月までは四週間に一回、妊娠八月から九月までは二週間に一回、妊娠十月から出産までは一週間に一回、産

六	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき一度必要と認める期間	後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一日の範囲内でその都度必要と認める期間			
七	妊娠中の女子職員が、次号に定める場合を除き、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	二週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間				
八	八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合	請求した日から出産の日までの期間				
九	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間				
十	女子職員が生後満一年に達しない生児を育てる場合	一日二回各四十五分				
十一	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間				
十二	妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産の場合	三日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	別表第二の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内でその都度必要と認める期間			
十三	忌引の場合					

(介護休暇)

第十七条

あつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母及び兄弟姉妹

職員又は配偶者(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)との間において事实上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において

いて事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

十四 父母、配偶者及び子の祭日の場合

慣習上、最少限度必要と認め
る期間

後一年まではその間に一回
(医師等の特別の指示があつ

十五 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため効務

一の年の七月から九月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則と

度必要と認める期間

の期間

十六 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)

その都度必要と認める期間

十七 地震、水害、火災その他の災害により職員

一週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機

その都度必要と認める期間

十九 地震、水害、火災その他の災害時において、

その都度必要と認める期間

ため勤務しないことがやむを得ないと認められ

卷之三

外護休眠

則で定める者は、次に掲げる者で

2 条例第十七条第一項第一号の人事委員会規則で定める期間は、一週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

4 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内とする。
(病気休暇及び特別休暇の承認)

第十八条 条例第十八条の人事委員会規則で定める特別休暇は、第十六条の表第八号及び第九号の休暇とする。

第十九条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第二十一条第二項において同じ。)の請求について、第十五条の表に掲げる場合又は第十六条の表に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

(無給休暇の承認)

第二十条 任命権者は、無給休暇の請求について、条例第十七条第一項第一号又は第二号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第二十一条 年次有給休暇の請求は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。

2 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

3 第十六条の表第八号の請求は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対して行わなければならない。

4 第十六条の表第九号に掲げる場合に該当することとなつた女子職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。
(無給休暇の請求)

第二十二条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第十七条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、一週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

第二十三条 海外随伴休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ相当の期間において休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。
(休暇の承認の決定等)

第二十四条 第二十一条第二項、第二十二条第一項又は前条の請求があつた場合において休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。
(休暇の承認の決定等)

2 任命権者は、当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇簿)

第二十五条 休暇簿に関必要な事項は、任命権者が定めるものとする。

(臨時の任用職員の休暇)

第二十六条 条例第十九条に定める臨時の任用職員の休暇については、人事委員会が別に定めるところによる。

(非常勤職員の勤務時間等)

第二十七条 任命権者は、条例第二十条の定めるところに従い非常勤職員の勤務時間を定める場合には、常勤職員の勤務時間を超えないようにしなければならない。
(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第二十八条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事

情により、第一条、第三条、第五条第一項及び第十二条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休息時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第二十九条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(その他の事項)

第三十条 この規則に定めるものほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例の施行の際現に、職員の勤務時間に関する規則（以下「旧勤務時間規則」といいう。）第三条第三項又は第五条の規定に基づき勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて人事委員会の承認を得ている職員の勤務時間については、条例の施行の日に

おいて、条例第二条第一項及び第八条第一項の規定により定められた勤務時間とみなす。

3 条例の施行の際現に旧勤務時間規則第三条第三項又は第五条の規定に基づき人事委員会の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、人事委員会が別に定める場合を除き、条例第四条第二項ただし書の規定に基づき人事委員会と協議した週休日又は勤務時間の割振りについての定めとみなす。

4 条例附則第二項又は第三項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、

この規則の施行の際現に旧勤務時間規則第七条第一項又は第三項の規定に基づき置かれている休息時間については、それぞれ第五条第一項又は第二十八条の規定に基づく休息時間とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧勤務時間規則第五条の規定に基づき人事委員会の承認を

得ている勤務を要しない日、勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更についての別段の定めについては、第二十八条の規定に基づき人事委員会の承認を得た週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等についての別段の定めとみなす。

6 条例の施行の日前から引き続き在職する職員の同日における職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第二十号。以下「旧職務専念の特例規則」という。）第四条第一項の規定に基づき繰り越された年次有給休暇は、条例第十四条第二項の規定に基づき繰り越された年次有給休暇とみなす。

7 条例の施行の際現に旧職務専念の特例規則第二条の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇の時季については、条例第十四条第三項の規定に基づき請求したものとみなす。

8 条例の施行の際現に旧職務専念の特例規則第三条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている同条第六号、第七号、第九号、第十号、第十九号の二、第十一号の二から第十一号の四まで、第十二号から第十九号まで、第十九号の二、第二十三号から第二十五号までに掲げる場合の職務に専念する義務の免除（以下「義務免除」という。）については、条例第十八条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

9 この規則の施行の日前に使用された旧職務専念の特例規則第三条第十号の二、第十五号、第十一号の四、第二十五号、第十六号又は第七号の義務免除であつて、同一の事由について第十五条の表第一号又は第十六条の表第四号、第七号、第十一号、第十三号若しくは第十七号に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ第十五条の表第二号の病気休暇又は第十六条の表第四号、第七号、第十二号、第十三号若しくは第十七号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

10 この規則の施行の日前に行われた旧職務専念の特例規則第三条第十二号の規定による請求又は同条第十三号の規定に該当することとなつた旨の届出であつて、同一の事項について第十六条の表第八号の規定による請求又は第二十一条第四項の規定による届出を行うものについては、それぞれ第十六条の表第八号又は第二十一条

第四項の規定により行われたものとみなす。

別表第一（第十二条関係）

採用された月	日数	採用された月	日数	採用された月	日数
一月	二十日	五月	十三日	九月	七日
二月	十八日	六月	十二日	十月	五日
三月	十七日	七月	十日	十一月	三日
四月	八月	八月	十一月	一二月	二日
五月	十五日	九月	二日	三月	一日
六月	八日	十月	一日	四月	一日
七月	一日	十一月	五日	五月	一日
八月	一日	一二月	七日	六月	一日

別表第二（第十六条関係）

死亡した者	配偶者(届出をしないが事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)	十日	日数
一親等の直系尊属(父母)	七日	七日	
一親等の直系卑属(子)	五日	五日	
二親等の直系尊属(祖父母)	三日	三日	
二親等の直系卑属(孫)	一日	一日	
二親等の傍系者(兄弟姉妹)	一日	一日	
三親等の傍系尊属(伯叔父母)	三日	三日	
一親等の直系尊属	一日	一日	一日
一親等の直系卑属	一日	一日	一日
二親等の直系尊属	一日	一日	一日
二親等の傍系者	一日	一日	一日
三親等の傍系尊属	一日	一日	一日

職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

鳥取県人事委員会規則第十六号

職務に専念する義務の特例に関する規則

(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第二十号) の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、職員の職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。)に関し、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号。以下「条例」という。)に定めるもののはか必要な事項を定めることとする。

(義務免除)

第二条 条例第二条第三号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次のとおりとする。

一 当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	その都度必要と認める期間
二 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	その都度必要と認める期間
三 当該地方公共団体の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その事務を行う場合	その都度必要と認める期間

四 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて講演、講義、審査等を行う場合	その都度必要と認める期間
五 災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）又は水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）により出動し、又は訓練に参加する場合	その都度必要と認める期間
六 非常事態の発生等により職務に従事できない場合	その都度必要と認める期間
七 任命権者の行つた健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合	その都度必要と認める期間
八 公務上の災害又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)
九 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十六条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第四十九条の二第一項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)
十 地方公務員法第五十五条第一項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	その都度必要と認める期間 (準備行為の期間を除く。)

（期間の単位及び計算）
第三条 義務免除をされる期間の単位は、一日又は一時間とする。

2 週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）又は休日（勤務時間条例第十二条第一項に規定する代休日を含む。以下同じ。）をはさんで義務免除をされた場合の期間の計算は、その期間中に週休日又は休日を含むものとする。

（義務免除の手続）

第四条 職員の義務免除の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）の規定による特別休暇の手続の例による。

（臨時の任用職員の義務免除）

第五条 臨時の任用職員（地方公務員法第二十二条の規定に基づき臨時に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき臨時に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第六条第一項の規定に基づき臨時に任用された職員をいう。）の義務免除については、人事委員会が別に定めるところによる。

（その他の事項）

十一 国の行う職務に關係ある資格試験又は当該地方公共団体の実施する試験を受ける場合	その都度必要と認める期間
十二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条の二の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	六週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
十三 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
（期間の単位及び計算） 第三条 義務免除をされる期間の単位は、一日又は一時間とする。	その都度必要と認める期間
2 週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）又は休日（勤務時間条例第十二条第一項に規定する代休日を含む。以下同じ。）をはさんで義務免除をされた場合の期間の計算は、その期間中に週休日又は休日を含むものとする。	その都度必要と認める期間
（義務免除の手続） 第四条 職員の義務免除の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）の規定による特別休暇の手続の例による。	その都度必要と認める期間
（臨時の任用職員の義務免除） 第五条 臨時の任用職員（地方公務員法第二十二条の規定に基づき臨時に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき臨時に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第六条第一項の規定に基づき臨時に任用された職員をいう。）の義務免除については、人事委員会が別に定めるところによる。	その都度必要と認める期間

第六条 この規則に定めるもののほか、義務免除に関する事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の職務に専念する義務の特例にする規則（以下「旧規則」という。）第三条第二十七号の規定に基づき人事委員会の承認を得ている場合については、第一条の表第十三号の規定に基づき人事委員会の承認を得たものとみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則第三条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている同条第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十九号の三、第二十号から第二十二号まで、第二十六号又は第二十七号に掲げる場合の義務免除については、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けたものとみなす。

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

平成六年十一月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

鳥取県人事委員会規則第十七号

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十一月鳥取県条例第三十六号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)
第一条 市町村教育委員会は、条例第四条第二項本文の定めるところに従い週休日（条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第五条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

2 市町村教育委員会は、条例第四条第二項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- 一 週休日が毎四週間につき四日以上となるようにすること。
- 二 勤務日が引き続き十二日を超えないこと。
- 三 一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないこと。

(週休日の振替等)

第三条 条例第五条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 市町村教育委員会は、週休日の振替（条例第五条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を条例第五条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行なう場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行つた後にお

いて、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第十一条第一項において同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

市町村教育委員会は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（休憩時間）

第四条 休憩時間は、正規の勤務時間の中に含まれない。

（休憩時間）

第五条 市町村教育委員会は、四時間の連続する正規の勤務時間ごとに、十五分の休息時間を置かなければならない。この場合において、休憩時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに置いてはならない。

2 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを自由に利用させなければならない。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第六条 市町村教育委員会は、条例第三条第二項の規定により勤務時間を割り振り、条例第四条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第六条の規定により休憩時間を置き、又は条例第七条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 市町村教育委員会は、条例第五条の規定により週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（宿日直勤務）

第七条 条例第八条第一項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に從事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び省内の監視を目的とする勤務とする。

2 市町村教育委員会は、休日又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第八条 市町村教育委員会は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならぬよう留意しなければならない。

第九条 市町村教育委員会は、条例第八条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならない。

（休日の代休日の指定）

第十条 条例第十条第一項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする八週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 市町村教育委員会は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続に關し必要な事項は、市町村教育委員会が定める。

（年次有給休暇の日数）

第十二条 条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）とする。

2 条例第十二条第一項第三号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第一百四十一号）の適用を受ける職員

二 國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二に規定する公庫等職員

三 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一項に掲げる地方公営企業に勤務する者

四 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十一月鳥取県条例第五十一号）第九

条第四項に規定する地方公社に使用される者

五 人事委員会が特に認める機関に勤務する者

3 条例第十二条第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの

国家公務員等となつた日の属する月において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

二 当該年の前年において国家公務員等であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、二十日を超える場合は二十日、二十日を超えない場合で一日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第五条第一項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、当該採用後の勤務が同条例第二条又は第四条の規定による退職以前の勤務と継続するものとされるものと有していた年次有給休暇の日数から当該退職の日までの間ににおいて使用した年次有給休暇の日数（当該日数に一日未満の端

数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

四 再任用職員のうち前号の規定に該当する者以外の者 基本日数

4 前項第一号又は第二号に掲げる職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、人事委員会が別に定める日数とする。

（年次有給休暇の繰越し等）

第十二条 条例第十二条第二項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が二十日を超えない職員にあっては当該残日数（当該日数に一日未満の端数があるときは、これを含む日数）とし、二十日を超える職員にあっては二十日とする。

2 年次有給休暇は、繰り越されたものから先に請求があつたものとして取り扱うものとする。

（年次有給休暇の単位及び計算）

第十三条 年次有給休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、八時間をもつて一日とする。

（病気休暇）

第十四条 条例第十三条第一項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同条第二項の人事委員会規則で定める期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

一 公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十号）第二条第一項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月鳥	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間
--	-------------------------

			取県条例第三号) 第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の派遣先の業務又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。)の場合
二 私事による負傷又は疾病の場合			
特別休暇)			
一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合		その都度必要と認める期間	
二 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合		その都度必要と認める期間	
三 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合		その都度必要と認める期間	
四 結婚の場合	一週間以内		
五 妊娠中又は産後一年以内の女子職員が母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合			
後一年まではその間に一回			
妊娠七月までは四週間に一回、妊娠八月から九月までは二週間に一回、妊娠十月から出産までは一週間に一回、産		医師の証明等に基づき、引き続き九十日を超えない範囲内で最少限度必要と認める期間	

				十五 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
十六 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の規定による健康診断、交通遮断又は隔離により勤務することが困難であると認められる場合				その都度必要と認める期間 日及び代休日を除いて原則として連続する二日間の範囲内の期間
十七 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合				一週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合				一週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
十九 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合				その都度必要と認める期間
二十 研修を受ける場合				その都度必要と認める期間
二十一 厚生に関する計画の実施に参加する場合				その都度必要と認める期間
二十二 当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合				その都度必要と認める期間
二十三 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合				その都度必要と認める期間
二十四 当該地方公共団体の行政の運営上、その				その都度必要と認める期間

に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	(準備行為の期間を除く。)
三十二 国の行う職務に關係ある資格試験又は当該地方公共団体の実施する試験を受ける場合	（準備行為の期間を除く。）
三十三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条の二の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間
三十四 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	六週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
（介護休暇）	（準備行為の期間を除く。）
第十六条 条例第十五条第一項第一号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。	五条の表に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。
一 祖父母及び兄弟姉妹	ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。
二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	（無給休暇の承認）
との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの	第十九条 市町村教育委員会は、無給休暇の請求について、条例第十五条第一項第一号又は第二号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
2 条例第十五条第一項第一号の人事委員会規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。	（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）
3 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。	第二十条 年次有給休暇の請求は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に対して行わなければならない。
4 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内とする。	2 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
（病気休暇及び特別休暇の承認）	3 第十五条の表第八号の請求は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に対して行わなければならぬ。
第十七条 条例第十六条の人事委員会規則で定める特別休暇は、第十五条の表第八号及び第九号の休暇とする。	4 第十五条の表第九号に掲げる場合に該当することとなつた女子職員は、その旨を速やかに市町村教育委員会に届け出るものとする。
第十八条 市町村教育委員会は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。)	（無給休暇の請求）

第二十条第一項において同じ。)の請求について、第十四条の表に掲げる場合又は第十五条の表に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

（無給休暇の承認）

第十九条 市町村教育委員会は、無給休暇の請求について、条例第十五条第一項第一号又は第二号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第二十条 年次有給休暇の請求は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に対して行わなければならない。

2 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

3 第十五条の表第八号の請求は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に対して行わなければならぬ。

4 第十五条の表第九号に掲げる場合に該当することとなつた女子職員は、その旨を速やかに市町村教育委員会に届け出るものとする。

（無給休暇の請求）

第二十一条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするとときは、一週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

第二十二条 海外随伴休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ相当の期間をおいて休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第二十三条 第二十条第二項、第二十一条第一項又は前条の請求があつた場合においては、市町村教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 市町村教育委員会は、病気休暇、特別休暇又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇簿)

第二十四条 休暇簿に関し必要な事項は、市町村教育委員会が定めるものとする。

(臨時の任用職員の休暇)

第二十五条 条例第十七条に定める臨時の任用職員の休暇については、人事委員会が別に定めるところによる。

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第二十六条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第一条、第三条、第五条第一項及び第十条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休息時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第二十七条 人事委員会は、必要があると認めるときは、市町村教育委員会に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。(その他の事項)

第二十八条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(施行期日)
附 則

1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 条例の施行の際現に市町村教育委員会が別に定めている職員の勤務時間は、条例の施行の日において、条例第二条第二項の規定により定められた勤務時間とみなす。

3 条例の施行の際現に勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての市町村教育委員会の定めについては、条例第四条第二項ただし書の規定に基づき人事委員会と協議した週休日又は勤務時間の割振りについての定めとみなす。

4 条例附則第二項又は第三項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に市町村教育委員会が定めている休息時間については、第五条第一項又は第二十六条の規定に基づく休息時間とみなす。

5 条例の施行の日前から引き続き在職する職員の同日における県費負担教職員の休暇に関する規則(以下「旧教職員の休暇規則」という。)第五条第一項の規定に基づき繰り越された年次有給休暇は、条例第十二条第二項の規定に基づき繰り越された年次有給休暇とみなす。

6 条例の施行の際現に旧教職員の休暇規則第七条第一項又は第二項の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇の時季については、条例第十二条第三項の規定に基づき請求したものとみなす。

7 この規則の施行の際現に旧教職員の休暇規則第四条第二十九号の規定に基づき県教育委員会の承認を得ている場合については、第十五条の表第三十四号の規定に基づき人事委員会の承認を得たものとみなす。

8 条例の施行の際現に旧教職員の休暇規則第七条第一項又は第三項の規定に基づき任命権者はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、条例第十六条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

9 この規則の施行の日前に使用された旧教職員の休暇規則第四条第十二号の二、第十七号、第十三号の四、第二十七号、第十八号又は第九号の特別休暇であつて、同一の事由について第十四条の表第二号又は第十五条の表第四号、第七号、第十二号、第十三号若しくは第十七号に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ

第十四条の表第一号の病気休暇又は第十五条の表第四号、第七号、第十二号、第十三号若しくは第十七号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

10 この規則の施行の日前に行われた旧教職員の休暇規則第四条第十四号の規定による請求又は同条第十五号の規定に該当することとなつた旨の届出であつて、同一の事項について第十五条の表第八号の規定による請求又は第二十条第四項の規定による届出を行ふ必要のあるものについては、それぞれ第十五条の表第八号又は第二十条第四項の規定により行われたものとみなす。

別表第一（第十一条関係）

採用された月	日数	採用された月	日数	採用された月	日数
一月二十日	五月	十三日	九月	七月	七日
二月十八日	六月	十一日	十月	五月	
三月十七日	七月	十日	十一月	三日	
四月十五日	八月	八日			

別表第二（第十五条関係）

死亡した者	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	十日	日数
一親等の直系尊属(父母)		七日	
一親等の直系卑属(子)		五日	
二親等の直系尊属(祖父母)		三日	
二親等の直系卑属(孫)		一日	
二親等の傍系者(兄弟姉妹)		三日	
三親等の傍系尊属(伯叔父母)		一日	
一親等の直系尊属		三日	
一新等の直系卑属		一日	

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成6年12月21日

姻族	二親等の直系尊属	二親等の傍系者	三親等の傍系尊属
	一日	一日	一日

鳥取県人事委員会規則第十八号

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威
職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「休日に」を「休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

六 海外随伴休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。)第十七条第一項第二号及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第三十六号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第十五条第一項第二号に規定する海外随伴休暇をいう。以下同じ。)を承認され、又は海外随伴休暇の終了により再び勤務するに至った場合

第六条第二項中「又は停職にされて」を「停職にされ、又は海外随伴休暇を承認さ

れて」に改め、「又は職務に復帰した」を「職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた」に改める。

第七条第二項中「育児休業等」を「育児休業、海外随伴休暇等」に改める。

第十四条第四項第三号中「並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号の場合及び同条第十号の二の場合（通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病により勤務しなかつた場合に限る。）を「及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）第十五条の表第一号の場合」に改める。

第十六条第一項中「又は育児休業」を「育児休業、海外随伴休暇等」に改める。

第十九条の二各号列記以外の部分中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条第一号中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十三条第二号」を「第十三条第一項第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の三 給与条例第十三条第二項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間（給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給されるることとなる時間を除く。）以外の時間とする。

一 勤務時間条例第五条又は県費負担教職員勤務時間条例第五条の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間のうち八時間を超える時間

二 勤務時間条例第五条又は県費負担教職員勤務時間条例第五条の規定により勤務時間が割り振られた後の一周間の正規の勤務時間のうち勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条又は県費負担教職員勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条の規定により当初に割り振られていた一周間の正規の勤務時間（当該勤務時間が四十時間に満たない場合にあつては四十時間、給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される場合にあつては当該勤務時間に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間）を超える時間（前号に掲げる時間を除く。）

三 勤務時間条例第五条又は県費負担教職員勤務時間条例第五条の規定により勤務

時間が割り振られた後の割振り単位期間における正規の勤務時間のうち勤務時間条例第四条又は県費負担教職員勤務時間条例第四条の規定により当初に割り振られていた正規の勤務時間（当該勤務時間が四十時間に当該割振り単位期間内の週の数を乗じて得た時間に満たない場合にあつては当該乗じて得た時間給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される場合にあつては当該勤務時間に当該休日勤務手当が支給される」ととなる時間を加えた時間）を超える時間（前二号に掲げる時間を除く。）

2 給与条例第十三条第二項に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

第二十一条第一項中「休日に特に」を「給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「休日等」と総称する。）特に」に、「外、休日に当然」を「ほか、休日（勤務時間条例第十二条及び県費負担教職員勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下この条において同じ。）に当然」に改め、同条第二項中「勤務を要しない日」を「週休日（勤務時間条例第三条第一項及び県費負担教職員勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「休日にあたる」を「休日等に当たる」に、「休日に当る」を「休日等に当たる」に改める。

第二十一条の二及び第二十一条の三を次のように改める。

第二十一条の二 給与条例第十四条前段に規定する人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第十二条及び県費負担教職員勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第十二条及び県費負担教職員勤務時間条例第十条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（その日が休日等又は次項に規定する日に当たるときは、当該休日等又は同項に規定する日の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

2 給与条例第十四条後段に規定する人事委員会規則で定める日は、国の行事の行わ

れる日で人事委員会が指定する日とする。

第二十一条の三 紹与条例第十四条に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の百三十五とする。

第二十一条の四を削る。

第二十二条第二項中「休日に当る」を「休日等に当たる」に改める。

第二十三条第三項第三号及び第四号中「乗じたもの」の下に「から八時間に十八を乗じたものを減じたもの」を加える。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「勤務を要しない日、国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日若しくは紹与条例第十四条第二項に規定する人事委員会規則で定める日(以下この項において「勤務を要しない日等」)を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)第三条第一項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十六号)第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という)若しくは給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等若しくは同条例第十四条後段に規定する人事委員会規則で定める日(以下この項において「週休日等」)に改め、同項第四号及び第五号中「勤務を要しない日等又は」を「週休日等又は週休日等以外の」に改める。

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十二年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「並びに職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十号の場合及び同条第十号の二の場合(通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項及び

第三項に規定する通勤をいう。)による負傷又は疾病により勤務しなかつた場合に限る。」を「及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)第十五条の表第一号の場合」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第四条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(支給方法)

第四条 管理職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合(紹与条例第十二条の二第一号の場合、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)第十五条の表第一号の場合及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号)第十四条の表第一号の場合を除く。)には、管理職手当を支給することができない。

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第五条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)第十七条第一項第二号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十六号)第十五条第一項第二号に規定する海外随

伴休暇を承認している職員

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

第六条 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)に

鳥取県公報

よる負傷若しくは疾病による」を「職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）第十五条の表第一号に規定する場合に該当する」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十一月鳥取県条例第三十五号）第三条第一項に規定する週休日

ロ 条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに条例第十四条後段に規定する人事委員会規則で定める日

（職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部改正）

第七条 職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和四十一年一月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「負傷又は疾病により特別休暇」を「病気休暇」に改める。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第八条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

七 海外随伴休暇職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十七条第一項第二号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第十五条第一項第一条の二に次の二号を加える。

二号に規定する海外随伴休暇を承認している職員をいう。）

第三条第二項第一号中「及び第四号」を「、第六号又は第七号」に改める。

第三条の三第一号中「又は第六号」を「、第六号又は第七号」に改める。

第八条第二項第一号中「又は第六号」を「、第六号又は第七号」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）第十五条の表第二号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十一月鳥取県人事委員会規則第十七号）第十四条の表第二号に規定する

第二条中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とし、同条第三十三号中「第一条第四号」を「第二条第一号」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十四号中「（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第二十

定する場合に該当するものとして承認を受けて勤務しなかつた期間から勤務時間条例第三条第一項及び県費負担教職員勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日並びに条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次

号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

勤務しなかつた全期間

第八条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 勤務時間条例第十七条第一項第一号又は県費負担教職員勤務時間条例第十五条第一項第一号に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

（人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正）

第九条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十六条号から第二十九号までを次のように改める。

二十六 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第一項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定による承認をすること。

二十八 勤務時間条例第八条第一項又は第三項の規定による承認をすること。

二十九 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）第二十八条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）第二十六条の規定による協議をすること。

第二条中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とし、同条第三十三号中「第一条第四号」を「第二条第一号」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十四号中「（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第二十

号) 第三条第二十七号」を「(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号) 第二条の表第十三号」に改め、「免除」の下に「又は県費負担教職員勤務時間規則第十五条の表第三十四号の規定により特別休暇」を加え、同号を同条第三十三号とし、同条中第三十五号を第三十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第十条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 (平成三年十二月鳥取県人事委員会規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る特別休暇)

第二条 条例第三条第一号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成六年十二月鳥取県条例第三十五号) 第十六条第一項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成六年十二月鳥取県条例第三十六号) 第十四条第一項に規定する特別休暇 (以下単に「特別休暇」という。) のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号。以下「勤務時間規則」という。) 第十六条の表第八号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。) 第十五条の表第八号に規定する場合における特別休暇とする。

第六条を次のように改める。

(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)

第六条 条例第九条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものは、勤務時間規則

第十六条の表第十号又は県費負担教職員勤務時間規則第十五条の表第十号に規定する場合における特別休暇とする。

附 則

この規則は、平成七年一月一日から施行する。